

5 税金

(1) 所得税・住民税・相続税

納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が、所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、所得税、市・県民税の所得控除及び相続税の税額控除を受けることができます。控除を受けるためには、その控除に該当することを申告する必要があります。

種類	対象者及び内容		取扱窓口
所得税	障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級 又は療育手帳Bの1・Bの2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 控除額27万円	成田税務署
	特別障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級 又は療育手帳Ⓐ～Aの2又は精神障害者保健福祉手帳1級 控除額40万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が特別障害者の場合 控除額35万円加算	
市・県民税	障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級 又は療育手帳Bの1・Bの2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 控除額26万円	成田市役所 市民税課
	特別障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級 又は療育手帳Ⓐ～Aの2又は精神障害者保健福祉手帳1級 控除額30万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者又は扶養親族が特別障害者の場合 控除額23万円加算	
	前年合計所得が135万円以下の障がい者は、非課税となります。		
相続税	障害者控除	85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合の税の免除 (85歳－障がい者年齢)×10万円	成田税務署
	特別障害者控除	85歳未満の特別障がい者が相続により財産を取得した場合の税の免除 (85歳－障がい者年齢)×20万円	

成田税務署 成田市加良部 1-15 TEL28-5151、FAX 26-7142

成田市役所市民税課 成田市花崎町 760 TEL20-1513、FAX 24-2858

(2) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）

心身障がい者、又は心身障がい者と生計を同じくする人（住民票の住所が同じで同居している人）が所有しもっぱら心身障がい者のために使用する自動車の税金が減免されます。

障害者手帳の交付日から1カ月以内に減免の申請書を提出した場合は、既に納付済みの場合でも、自動車税が還付されます。

自動車税

障がいの区分	障がいの級別	
	※部位ごとの等級（例：上肢7級と下肢7級で総合6級などは対象外）	
視覚障がい	1～3級、4級の1（視力障がい）	
聴覚・平衡障がい	2・3級	
音声・言語障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいに限る）	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級・5級	
内部障がい	1～4級	
乳児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1～3級	
知的障がい者	療育手帳（㉠～Aの1、Aの2で音声・言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳「3級」を所持するもの）	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	

対象自動車 障がい者本人が所有(生計を一にする者も含む)し、本人・生計を一にする者又は常時介護する者が運転する自動車1台

自動車の所有者又は運転者が生計同一者等の場合、障がい者福祉課で交付する自動車税・軽自動車税（環境性能割）に係る“生計同一証明書”又は“常時介護証明書”が必要になります。※申請書を受理後、後日、郵送でご自宅へ送付します。

お問い合わせ・手続きは 佐倉県税事務所〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町8-1
電話 043-483-1403、FAX 043-486-9411
香取県税事務所〒287-8503 香取市佐原イ92-11
電話 0478-54-1314、FAX 0478-52-6081

ただし、精神障がいのある方については印旛健康福祉センター（保健所）で交付しますので、申請方法等については、印旛健康福祉センターにお問い合わせ下さい。

- 申請に必要なもの ①精神障害者保健福祉手帳（1級） ②運転者の運転免許証（※）
③車検証（新規購入などで車検証がない場合は車体番号がわかるもの）
④印鑑 ⑤世帯全員の住民票（同一世帯であること）

軽自動車税

障がいの区分	障がいの級別	
視覚障がい	1～3級、4級の1（視力障がい）	
聴覚・平衡障がい	2・3級	
音声・言語障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいに限る）	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級・5級	
内部障がい	1～4級	
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
知的障がい者	療育手帳（ ㊤ ～Aの1、Aの2で音声・言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳「3級」を所持するもの）	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	

対象自動車 障がい者本人が所有(生計を一にする者も含む)し、本人・生計を一にする者又は常時介護する者が運転する自動車1台

軽自動車税の納税義務者は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車をお持ちの方です。年の途中で軽自動車を登録した場合の月割による課税及び、廃車した場合の月割による還付はありません。

初めて減免申請を行う方

軽自動車税の納税通知書が届いた日から納期限の5月31日（5月31日が土曜日・日曜日の場合は次の月曜日）までに、成田市役所市民税課にて減免申請を行ってください。

なお、減免を受けるには毎年申請をする必要があります。

※成田市では、5月15日頃に納税通知書を発送いたします。

継続で減免申請を行う方

2月1日から軽自動車税の納期限までに減免申請を行ってください。

申請に必要なもの

①減免申請書 ②車検証のコピー③運転者の運転免許証のコピー(※)④障害者手帳（原本）

お問い合わせ・手続きは **成田市役所市民税課** TEL20-1513、FAX 24-2858

(※) マイナンバーカードと運転免許証の一体化によるマイナ免許証の取り扱いについては各手続き先までお問い合わせください。